



若年がん患者在宅療養生活 療養費助成のご案内



若年のがん患者の方が、最期まで住み慣れた自宅で自分らしく安心して

日々を過ごせるよう、在宅療養にかかる費用の一部を助成します。

対象者

助成の対象者は、次の全ての項目に該当する方です

1. 守谷市に住所を有する40歳未満の方
2. 医師に回復の見込みがない状態に至ったと判断されたがん患者の方

対象サービス

①医師の意見書作成料 ②訪問介護 ③訪問入浴介護 ④福祉用具レンタル ⑤特定福祉用具購入

福祉用具レンタル 対象品目	・車いす ・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・歩行器 ・歩行補助つえ ・自動排泄処理装置	・車いす付属品（電動補助装置） ・特殊寝台付属品（サイドレール等） ・体位変換器 ・手すり（工事を伴わないもの） ・スロープ（工事を伴わないもの） ・移動用リフト（つり具をのぞく）
特定福祉用具購入 対象品目	・腰掛便座 ・簡易浴槽 ・入浴補助用具	・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・移動用リフトのつり具の部分

助成金額

①医師の意見書作成料…全額（上限4,400円）

②～⑤サービス利用料…利用料の9割／生活保護の方は10割

（1か月あたり上限72,000円／生活保護の方は80,000円）

（例）8万円相当のサービスを利用→助成金72,000円、自己負担金8,000円）

※上限額を超えて利用した場合は、超過額が全て自己負担となりますのでご注意ください。

利用の流れは裏面をご覧ください。

守谷市保健センター

〒302-0109

茨城県守谷市本町631番地の1



電話 0297-48-6000(平日8:30～17:15)

E-mail hoken@city.moriya.ibaraki.jp

FAX 0297-48-6319

利用の流れ



1 利用申請

利用者本人またはそのご家族が、申請書と医師の意見書を守谷市保健センターに提出してください。
※申請書類等は保健センター窓口または守谷市ホームページからもダウンロードできます。

2 利用決定

申請内容の審査後、市から利用決定通知書を郵送します。

3 サービスの利用と支払い

サービス利用は、介護サービス事業所などに直接お申し込みください。
サービス利用にかかった費用は一旦ご自身でお支払いいただき、「費用を支払った日付や金額のわかる書類（領収書など）」と「サービス内容（利用日・内容・回数・金額）が記載された明細（サービス等利用明細書など）」を必ず発行してもらってください。

4 助成金の請求

以下の書類を、市に提出してください。
（請求は1か月単位になりますが、複数月分をまとめて請求していただくこともできます。）

提出書類	① 守谷市若年がん患者在宅療養生活支援助成金交付申請書兼請求書 ② 領収書（原本） ③ サービス等利用明細書 ④ 振込先が確認できるもの（通帳の写し等）
------	---

5 助成金の交付

請求内容の審査完了後、市から交付決定通知書を郵送し、指定口座に助成金を振り込みます。

6 申請内容変更や利用の中止

サービス利用途中に住所等の変更があった場合や、サービスを利用する必要がなくなった場合などは必ず市に連絡し、利用変更（中止）届出書をご提出ください。



守谷市保健センター

〒302-0109

茨城県守谷市本町631番地の1



電話 0297-48-6000(平日8:30～17:15)

E-mail hoken@city.moriya.ibaraki.jp

FAX 0297-48-6319